

《問19のサービス内容について》

○サービスの内容について確認ください。

	サービスの名称	サービスの内容
①	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行います。
②	重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事の介助を行ったり、外出時の移動の補助を行います。
③	同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、外出時に必要な情報提供、移動の援護などを行います。
④	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や、外出時の移動の補助を行います。
⑤	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方で、介護の必要の度合いがとても高い方に、居宅介護などのサービスをまとめて行います。
⑥	施設入所支援	主として夜間、施設に入所する障がい者(児)に対し、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行います。
⑦	ヘルプマーク	外見からはわからない援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。
⑧	短期入所 (ショートステイ)	在宅の障がい者(児)を介護する方が病気の場合などに、障がい者(児)が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
⑨	療養介護	医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供します。
⑩	生活介護	常に介護を必要とする方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。

	サービスの名称	サービスの内容
⑪	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力などを補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な手助けを行います。
⑫	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行います。
⑬	自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
⑭	就労移行支援	通常の事業所で働きたい方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
⑮	就労継続支援A型	企業等への就労が困難な方に、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(一般企業への就職を目指すサービス)
⑯	就労継続支援B型	通常の事業所等で働くことが困難な方に、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(次のステップを目指すサービス)
⑰	就労定着支援	通常の事業所で働いている方に、就労に伴う生活面の課題に対応する支援を行います。
⑱	計画相談支援	サービス等利用計画案の作成や事業者等と連絡調整を行うほか、利用状況の確認を行います。
⑲	地域移行支援	住まいの確保や、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各福祉サービス事業所への同行を行います。
⑳	地域定着支援	常に連絡体制を確保し、障がいの特性による緊急事態における相談や、サービス事業所との連絡調整などを支援します。

《問20のサービス内容について》

○サービスの内容について確認ください。

	サービス名	サービス内容
①	ガイドヘルパー 派遣	障がいのある方（主に視覚障がい者）が移動する場合（通院や観光など）に専門の資格を持ったヘルパーが付き添いをするサービスです。
②	NHK放送受信料 免除	<p><b>【全額免除】</b> 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している世帯で、かつ世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合</p> <p><b>【半額免除】</b>以下に該当する世帯主が受信契約者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1級または2級を所持</li> <li>・視覚障がい、聴覚障がいによる身体障害者手帳を所持</li> <li>・療育手帳A判定の手帳所持者</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳1級所持者</li> </ul>
③	携帯電話使用料の 割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者が携帯電話を使用する際、使用料等の割引を受けることができます。詳しいことは各携帯電話会社へお問い合わせください。
④	年金や手当などの 制度利用	<p><b>【障害年金】</b> 障害の初診日、障害の程度、被保険者期間の保険料納付状況等の受給要件に該当すれば受給できます。申請については加入中の年金の申請窓口へご相談ください。</p> <p><b>【特別障害者手当】</b> 20歳以上で著しく重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介護を必要とする方に手当を支給します。障がいの程度が受給基準に該当すれば支給されます。</p> <p><b>【特別児童扶養手当】</b> 重度の障がいがある20歳未満の児童を監護されている方に手当を支給します。障がいの程度が受給基準に該当すれば支給されます。</p>

	サービス名	サービス内容
⑤	交通機関（バス・タクシー）の運賃割引	身体障害者手帳または療育手帳所持者を対象に利用料金（運賃）の割引を受けることができます。精神障害者保健福祉手帳所持者については、事業所により割引を受けることができる場合があります。詳しいことは利用時に確認してください。
⑥	おもいやり駐車場（身体障害者等用駐車場利用証制度）	身体障害者等用駐車場の利用を必要とする方に県内共通の利用証を交付することで駐車スペースを確保する制度です。対象者には条件があります。対象者、申請手続きについては、福祉事務所へお問い合わせください。
⑦	ヘルプマーク	援助が必要な方のためのマークです。内部障がいや難病の方（手帳の有無は問いません）、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方が対象です。
⑧	有料道路交通料金の割引制度	自動車を手動で運転する身体障害者自ら運転、または重度の身体障害者および知的障害者が乗車し、その移動のために介護者が運転する場合、通行料金の割引を受けることができます。対象者や申請については、福祉事務所へお問い合わせください。
⑨	補装具の交付や修理	身体障害者および難病患者等に対し、身体の失われた機能や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具の購入または修理にかかる費用の一部を支給します。対象障がいによって支給できる補装具が決まっています。
⑩	日常生活用具の給付	在宅の重度障がい者に対し、日常生活がより円滑に行われるための用具を給付します。対象障がい及び等級で給付できる用具が決まっています。
⑪	住宅改修費の給付	在宅の重度障がい者が段差解消などの住宅改修を行う場合の費用の一部を給付します。対象障がい及び等級が決まっています。
⑫	自動車改造費の助成	身体障害者自身が所有し、運転する自動車の操向装置等を改造した場合に、経費の一部を助成する事業です。1件あたり10万円を限度とし、1車両1回限りです。対象障がいが決まっています。

	サービス名	サービス内容
⑬	自動車運転免許取得費の助成	障がい者が運転免許を取得する場合に、経費の一部を助成します。免許取得に要した費用の3分の2の額が上限で、ひとり当たり10万円が限度です。対象障がい及び等級が決まっています。
⑭	訪問入浴サービス	居宅において常に臥床し自宅で入浴が困難な心身障害者(児)に対し、事業者が自宅に出向き、入浴、清拭及び洗髪等を行います。
⑮	福祉医療費の給付・助成	重度心身障がい者およびひとり親家庭に対し、医療費の自己負担部分(食事療養標準負担額を除く)を助成します。医療費の1割が自己負担となり、課税状況に応じて限度額が設けられます。
⑯	外出支援サービス	身体状態により一般の交通機関の利用が困難な方の通院等の外出時に専用の福祉車両で送迎を行います。 在宅で、重度の身体障がいがある方または介護保険法の要介護度4又は5の認定を受けている方で、寝たきり等のため一般の交通機関の利用が困難な方が対象です。
⑰	配食サービス	心身の障がいにより調理が困難な障がい者の方に弁当の配達を行います。
⑱	人工透析患者通院費・医療費助成制度	町内に住所を有し、人工透析を継続して行っている身体障がい者に対し、医療費および通院費の一部を助成します。
⑲	精神障害者通院費・医療費助成制度	町内に住所を有する自立支援医療(精神通院医療)受給者に対し、指定医療機関へ通院した際の医療費および通院費の一部を助成します。
⑳	障害福祉サービス事業所への通所費用助成事業	町内に住所を有し、福祉サービス事業所へ継続して通所している方に、通所費用を助成します。